

(育成環境課關係)

(育成環境課関係)

1. 児童手当について

(1) 平成18年度制度改正の概要について

今般、「児童手当・年金国庫負担に関する政府・与党協議会合意（平成17年12月15日）」に基づき、平成18年4月より、支給対象年齢を現行の小学校第3学年修了時までから第6学年修了時までに引き上げるとともに、支給率を概ね90%まで引き上げることとし、併せて、三位一体改革により、公費負担分に対する国庫負担の割合を2/3から1/3とすることとしている。

これらについては、厚生労働省関係の三位一体改革の関連として他の関係法律の改正とともに一括法（「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」）として2月3日に国会へ提出したところである。

[児童手当制度の見直し内容の骨子]

(ア) 支給対象年齢の延長

(現行)

(改正案)

「小学校第3学年修了前」まで → 「小学校修了前」まで
(9歳到達後の最初の年度末まで) (12歳到達後の最初の年度末まで)

(イ) 手当額 現行どおり

第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

(ウ) 所得制限の緩和

(現行)

(改正案)

596.3万円未満 → 780万円未満

ただしサラリーマンは

780万円未満 → 860万円未満

(夫婦と児童2人の世帯の年収ベース)

※ (ア) 及び (ウ) の改正に伴う支給対象児童数

(現行)

(改正案)

約940万児童 → 約1,310万児童
(公務員を含む児童数)

(エ) 費用負担（公費部分）

（現 行）

（改正案）

国2/3、都道府県1/6、市町村1/6 → 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

※事業主負担は現行どおり、また、公務員については全額所属庁

(オ) 施行期日 平成18年4月1日

費用負担の見直しについては、平成18年度分として国から交付する費用について適用予定としている。

(カ) 認定等による経過措置

対象年齢の延長及び所得制限の緩和に伴う認定等について、平成16年度改正に準じて経過措置を設ける予定としている。

(2) 全国児童手当関係事務担当者会議の開催について

先般、2月20日に開催した、全国児童手当事務担当者会議においては、担当者の方に参加頂き感謝する。同会議においては、制度改正の概要や施行に当たっての留意事項等について説明したところであり、説明した内容も踏まえながら準備を進めていただきたい。

(3) 今後の予定について

この法案は、国・地方を通じた財政改革・税制改革及びこれに基づく平成18年度予算と一体化したものであり、平成18年度予算の円滑な執行のためにも、本年3月中に成立を期すこととしており、国会での審議状況等については適宜、情報提供等を行うこととしているので、4月からの円滑な施行に向け、特段のご配慮をお願いしたい。

2. 放課後児童健全育成事業について

(1) 事業の推進について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき平成21年度までに17,500か所とすることを目標に推進を図ることとしている。厚生労働省としては、プランの早期達成を図るため、平成18年度予算案においては、対前年度900か所増の14,100か所分を計上したところであるので、放課後児童の受け入れ体制の整備について、引き続き積極的に対応願いたい。

また、1クラブ当たりの利用児童が増加した場合などに、子どもの情緒の安定や事故防止の観点から、実施主体の判断においてクラブを分割

するなどの工夫を行うことが可能である。その場合、国庫補助は分割されたクラブそれぞれを対象として差し支えないため、対象地域の実情に合わせて適切に対応願いたい。

(2) 障害児の受入の推進について

障害児の受入については、放課後児童クラブの実施状況調査においても年々増加しており、また、昨年4月1日より「発達障害者支援法」が施行され、放課後児童クラブにおける発達障害児の利用の機会の確保、適切な配慮について規定されたところである。

平成18年度予算案においては、従来、障害児を2人以上受け入れるクラブに対して行ってきた障害児受入加算の人数要件を撤廃し、「障害児受入推進費」として補助することとしており、平成17年度から実施している、障害などに関する知識を有するボランティアを派遣する「巡回派遣事業」及び障害児の受入に必要な施設の改修等を行う場合に助成する「保育環境改善等事業」なども活用し、より一層の受入推進に努められたい。

(3) ボランティア派遣事業の活用について

ボランティア派遣事業については、放課後児童クラブの活動の充実を図るため、様々な専門的知識等を有するボランティアを各クラブに派遣することを目的として実施しているが、平成18年度予算案においては、夏休みをはじめとする長期休暇等において、普段よりも長時間利用することや長期休暇に限って利用する児童など、平日とは異なる利用形態に対応するため、「長期休暇等派遣事業」を追加することとしている。(資料8)

(4) 安全確保について

放課後児童クラブ及び児童館の安全対策については、平成13年に策定した児童福祉施設全般の安全点検項目を参考に実施していただいているが、昨年末、広島県等における事件を受けて、改めて帰宅時等の安全対策を依頼するとともに、冬休み前の一層の注意喚起として「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」を作成し、全市町村に配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載した（HPアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>）ので、このリストの活用などにより、定期的な点検を実施し、児童の安全確保に万全を期されたい。

また、児童の安全確保に当たっては、学校や警察などの関係機関、母親クラブなど地域のボランティアの協力が不可欠であるため、自治体に

においても、日頃から関係部署に対して事業の内容や趣旨、児童の来所・帰宅時間等について周知を図り、理解を得ておくなど、各クラブや児童館において関係機関等との連携が円滑に図られるよう配慮願いたい。

(5) 放課後児童クラブの実施状況調査について

標記の調査については、毎年度ご協力を頂きお礼申し上げます。毎年度5月1日を基準日として、放課後児童クラブの現状把握等の資料として活用しており、引き続き来年度もWISHを使用した集計システムにより調査を行うのでご協力をお願いしたい。

なお、WISHの入力期間等については追って連絡するが、既にお知らせしているとおり、来年度調査においては、「障害児の定員設定の状況」や「学年別の登録できなかった児童数」などの調査項目を追加することとしているので、準備方をお願いしたい。

(6) i-子育てネットによる情報提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、詳細データが入力されていない、情報が更新されていない、新設の放課後児童クラブの情報が入力されていないなどの状況にある。インターネットによる最新情報を提供する必要性は高いと考えており、定期的な情報の更新に配慮願いたい。

(7) 学校との連携について

昨年10月20日の「衆・青少年問題に関する特別委員会」において、放課後児童クラブを中心とした審議がなされ、文部科学省との連携やガイドラインの検討など様々な観点から審議いただいたところである。

こうした議論も踏まえ、放課後児童クラブと文部科学省が実施している地域子ども教室との連携や、これらの事業を実施するに当たっての余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用、学校との連携、協力について、2月10日付けで厚生労働省と文部科学省との連名通知を発出したところであり、管内市町村に対する十分な周知を図るとともに、放課後児童クラブの実施に当たって、教育委員会等との連携について特段のご配慮を願いたい。(資料6)

3. 児童館等の整備、運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

児童館等の整備に当たっては、市町村の実情を十分勘案のうえ、積極的な設置促進に努められるようお願いしたい。

平成18年度の施設整備の取り扱いについては、既に概要を発出した上で、国庫補助協議をいただいたところであるが、次のような状況となっており、今後、なるべく早期に次のような点を考慮して採択することとしている。

(協議状況)

	創設	改築	修繕	拡張	計
小型児童館	19件	5件	6件	1件	31件
児童センター	15件	9件	10件	0件	34件
放課後児童クラブ室(単独分)	140件	—	—	—	140件
合計 件	174件	14件	16件	1件	205件

(児童館・児童センターの採択方針)

- ① 未設置市町村における創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること
- ⑦ 児童の健全育成に寄与することを目的とした母親クラブ等の地域組織活動による活動を積極的に実施すること
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること
- ⑨ 中・高校生等の受け入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること
- ⑩ 地域の子育て支援に資するため、相談室を設置し、相談支援体制の充実を図ること
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること

(放課後児童クラブ室の採択方針)

- ① 未設置市町村における創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的施設
- ③ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ④ 学校の長期休業等の開設が適切に設定されている施設
- ⑤ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑥ 開設時間が適切に設定されている施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

(2) 児童館の運営について

児童館については、健全育成の拠点施設として、児童や子育て家庭が気軽に利用できる運営をお願いします。特に、「子ども・子育て応援プラン」において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受け入れを、すべての児童館において推進することとしていることから、既存の「児童ふれあい交流促進事業」なども活用して、一層の取り組みをお願いします。

また、児童館に関する第三者評価事業について、全国社会福祉協議会に設置された評価基準等委員会において検討が進められていることはお知らせしているが、現在、「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(平成17年度児童関連サービス調査研究事業：主任研究者 林幸範(鎌倉女子大学短期大学教授))において、試行的な調査を実施した上、本年2月に報告いただき、これを基に更に検討を行い、児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」等を作成することとしており、決定次第通知することとしている。

(3) 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

児童館などを活動拠点に母親クラブ等の地域組織が様々な活動を行っているところであるが、子どもが犯罪の被害に会うという痛ましい事件が多発しているところであり、地域のパトロール活動など犯罪被害から子どもを守る活動の取り組みについて、平成17年12月5日付けで全国地域活動連絡協議会に対して依頼したところでもあり、地域における活動の推進について一層尽力いただけるよう取り計らい願いたい。

なお、「子ども・子育て応援プラン」においてもその趣旨が明記されているところである。

4. 乳幼児と年長児童のふれあいの推進について

「子ども・子育て応援プラン」において、これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会を持ち、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を深めることが重要との観点から、「生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実」を進めるとともに、「乳幼児とふれあう機会の拡大」を図ることとし、21年度までの具体的目標として「すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進」することとしている。

厚生労働省においては、市町村におけるこうした取組を推進するため、「児童ふれあい交流促進事業」を実施しているところであるが、平成18年度予算案においては、本事業を推進するため、都道府県等における協議会の設置等に必要な経費に対する助成を行うこととした。(資料7)

なお、厚生労働省と文部科学省の共同で、現在の取組状況や問題点などを調査しており、本年度中に、この調査結果をとりまとめ、各自治体等にも情報提供等を行うこととしている。

5. 児童育成事業等推進事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象とするものであり、詳細については、近々、平成18年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議についての通知を発出する予定であるが、児童の健全育成や子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象としているところである。

なお、17年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に生かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定することとしているので、承知願いたい。あわせて、都道府県にあっては管内市町村への周知もお願いしたい。

6. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～11日予定)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきたが、平成18年度で60回目を迎える。

(2) 児童福祉週間の標語及びポスターについて

平成17年10月6日～11月30日にかけて、児童福祉週間の象徴となる標語を全国募集したところ、5,466作品の応募があり、主唱者による選考の結果、次の作品を平成18年度児童福祉週間の標語と決定した。

「大切だよ 信らいすること されること」
(渋谷さりさん 9歳 (埼玉県) の作品)

この標語は、ポスターや、省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管下市区町村への周知及び啓発事業・行事等における活用及び、ポスターの掲出について、特段のご協力をお願いしたい。

(3) 60周年記念事業について

平成18年度は、児童福祉週間が制定されて60周年の節目にあたることから、従来行われてきた週間中の行事の拡充を図るほか、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマとして、これまでの大人が用意した事業に参加するというのではなく、子どもたちが自ら企画運営を行って事業展開をしていくといったような自主運営型の取り組みを構築・支援していくこととしているが、各自治体においても、各種の啓発事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図りたい。

7. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 活動について

家庭や地域の子育て機能の低下、また、近時、少年犯罪や児童虐待事件の続発など子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員（主任児童委員）が地域のこれらの問題に積極的に関わっていくようご配慮願いたい。

特に主任児童委員は、地区担当の児童委員への援助・協力はもとより、児童虐待防止への取り組み及び児童相談所や学校との連携など、一層の地域における積極的な活動が期待されているところであるので、研修などの様々な機会を利用して特段のご指導をお願いしたい。

また、子どもが犯罪の被害に遭うという痛ましい事件も続発しており、地域において、児童を守るための取り組みについてご配慮願いたい。

なお、18年度より児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業に加え、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会や児童

委員等を講師にした子育てセミナーを実施する場合も事業の対象としたところであり、「健全育成推進事業」（資料9）として実施。）、この事業を積極的にご活用いただきたい。

（2）個人情報の取り扱いについて

一部の地方自治体においては、個人情報保護の観点から、民生委員・児童委員（主任児童委員）に対しても、情報提供について慎重となるあまり、民生委員・児童委員（主任児童委員）の訪問に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。もとより、民生委員・児童委員（主任児童委員）については、地域に密着して相談にのるものとして、民生委員法に守秘義務が規定されていることから、各地方自治体におかれては、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動の重要性をご認識いただき、円滑な民生委員・児童委員（主任児童委員）活動が図られるよう必要な情報の提供につき特段のご配慮を願いたい。

（3）民生委員・児童委員、主任児童委員の身分証明書について

民生委員・児童委員（主任児童委員）による証明書の携帯や提示義務については、都道府県・指定都市及び中核市等により自主的に作成していただいているところであるが、近年、住民のプライバシー意識の高まり等を背景に民生委員・児童委員（主任児童委員）が相談・支援活動を行う際に証明書の提示を求められる機会が増加している。民生委員・児童委員（主任児童委員）と要援護者の安心かつ適切な相談環境づくりのために、民生委員・児童委員（主任児童委員）証明書の作成に向けて特段のご配慮を願いたい。

なお、作成に当たっては、「民生委員・児童委員証明書標記事項及び様式例」（資料11）を参考とされたい。